

2025年10月22日

Airitech 株式会社との吸収分割に係る
会社法第794条第1項に基づく事前開示書面

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社 SHIFT
代表取締役 丹下 大

当社は、2025年10月14日付でAiritech 株式会社（以下、「吸収分割会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2025年12月1日を効力発生日として、当社が吸収分割会社のDX1事業：テクノロジーコンサルティング事業に関する権利義務を承継する吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うこととしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

1. 吸収分割契約等の内容（会社法第794条1項の内容）
別紙「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項
当社と吸収分割会社とは、共通の完全親会社を有する共通支配下関係にあるため、本件分割に際して株式の割当てその他一切の対価の交付はありません。なお、本件分割による当社の資本金の増加はありません。
3. 会社法第758条第8号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
 - イ. 会社法第758条第8号イに掲げる行為をする場合において、会社法第171条第1項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項
会社法第758条第8号イに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。
 - ロ. 会社法第758条第8号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第454条第1項の決議が行われているときは、同項第1号及び第2号に掲げる事項
会社法第758条第8号ロに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。
4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定めの相当性に関する事項
吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、当該事項についての定めはありません。
5. 吸収分割会社（清算株式会社及び清算持分会社を除く。）についての次に掲げる事項
 - イ. 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の

成立の日における貸借対照表) の内容

吸收分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙のとおりです。

- ロ. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收分割会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
当該臨時計算書類はありません。
 - ハ. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸收合併契約等備置開始日後吸收分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
該当事項はありません。
6. 吸收分割会社（清算株式会社又は清算持分会社に限る。）が会社法第492条第1項又は第658条第1項若しくは第669条第1項若しくは第2項の規定により作成した貸借対照表
吸收分割会社は清算株式会社又は清算持分会社ではないので、該当事項はありません。

7. 吸收分割承継株式会社についての次に掲げる事項

- イ. 吸收分割承継株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收分割承継株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸收合併契約等備置開始日後吸收分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」に記載の事項と以下の通りでございます。

[当社子会社（DICO株式会社）による株式会社モズーの株式取得（子会社化）および事業の継承](#)

[株式会社インフラトップの全事業（教育事業および人材関連事業）を吸收分割により継承する新設会社の株式取得（子会社化）](#)

[株式分割及び定款の一部変更](#)

[海外子会社設立](#)

[譲渡制限株式ユニット制度に基づく自己株式処分](#)

[子会社設立](#)

[組織再編（当社子会社間の吸收合併および当社子会社株式の移転）](#)

[当社子会社の吸收合併](#)

[株式会社ライズ・コンサルティング・グループの株式取得（持分法適用会社化）及び資本業務提携契約締結](#)

[株式会社メディアドウとの資本業務提携](#)

[コムウェア株式会社との資本業務提携](#)

当社子会社（ALH 株式会社）によるクリプネット有限会社の株式取得（子会社化）

当社子会社（ALH 株式会社）による株式会社データウェイ・システムズの株式取得（子会社化）

- 吸収分割承継株式会社において最終事業年度がないときは、吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表
当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

8. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社および吸収分割株式会社のそれぞれの資産および負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については履行見込みに問題ないものと判断しております。

9. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

【別 紙】

1. 吸收分割契約書（写）
2. Airitech 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等
 - イ. 貸借対照表
 - ロ. 損益計算書
 - ハ. 株主資本変動計算書
 - ニ. 個別注記表
 - ホ. 事業報告
 - ヘ. 監査報告書謄本

吸収分割契約書

吸收分割承継会社 株式会社 SHIFT（以下「甲」という。） 及び吸收分割会社 Airitech 株式会社（以下「乙」という。）は、乙のテクノロジーコンサルティング事業（以下「本件事業」という。）の吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（吸収分割の方法）

第1条 甲は、吸収分割により、乙から第5条に定める乙の本件事業に関する権利義務（以下「本件権利義務」という。）を承継し、乙は甲にこれを承継させる。

2 本件吸収分割の当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲：吸収分割承継会社

商 号： 株式会社 SHIFT

所在地： 東京都港区麻布台一丁目3番1号

（2）乙：吸収分割会社

商 号： Airitech 株式会社

所在地： 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

（吸収分割の効力発生日）

第2条 本件吸収分割の効力発生日は、2025年12月1日とする。

2 本件吸収分割の効力発生日の前日までに吸収分割に必要な手続を遂行できないときは、甲乙協議決定の上、これを変更することができる。

（分割対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、本件吸収分割に際して、乙に対して、株式、金銭、その他一切の対価を交付しない。

（増加する資本金及び準備金の額等）

第4条 本件吸収分割により増加する甲の資本金の額及び準備金の額等は、次のとおりとする。

（1）増加する資本金の額 金0円

（2）増加する準備金の額等 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

（承継する権利義務）

第5条 乙が甲に承継させる本件権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、甲が本件吸収分割において乙から承継する債務については、全て甲が免責的債務引受の方法により引き受ける。

（吸収分割契約の承認）

第6条 甲及び乙は、本件吸収分割の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本

件吸收分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後、本件吸收分割の効力が発生するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙で協議の上、これを実行する。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結の日から本件吸收分割の効力が発生するまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙で協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定が得られないときは、効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件吸收分割に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従って、甲乙で協議の上、これを決定する。

以上のとおりの契約を締結したので、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙が写しを保有するか、又は、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2025年10月14日

吸收分割承継会社 (甲) 東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社 SHIFT
代表取締役 丹下 大

吸收分割会社 (乙) 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
Airitech 株式会社
代表取締役社長 山崎 政憲

別 紙

承継権利義務明細表

1. 承継する資産
本件事業に関する流動資産及び固定資産の全部
2. 承継する負債
本件事業に関する流動負債及び固定負債の全部
3. 承継契約
本件事業に関して吸収分割会社が取引先との間で締結している全ての契約上の地位及び権利義務
4. 承継従業員
本件事業に従事する吸収分割会社の従業員の全員との雇用契約

以 上

事 業 報 告 書

令和 6年 8月期

自 令和 5 年 9月 1日

至 令和 6 年 8月31日

Airitech株式会社

事 業 報 告

[自 令和 5 年 9 月 1 日
至 令和 6 年 8 月 31 日]

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化や原材料の供給不足に加えて、グローバルでの金利調整などを背景とした円安進行などもあり、国内外における経済見通しは依然として不透明な状況が続いております。

SHIFTグループがサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、産業界全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念のもと、IT投資はますます多様化し、その重要性は高まり続けております。

こうした経営環境の中、SHIFTグループの一員である当社もそのグループ理念・方針に沿った成長目標を掲げ、当会計年度において、営業力の強化による顧客基盤の拡大、IT業界の構造変化に合わせたサービス提供力の向上、多様な人材獲得手法の展開を重点課題として取り組みました。

この結果、当会計年度は、売上高12億13百万円（前年同期比3.5%減）、売上総利益2億21百万円（前年同期比5.9%減）、営業利益53百万円（前年同期比39.3%増）、当期純利益57百万円（前年同期比16.9%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

該当するものはありません。

② 設備投資

該当するものはありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当するものはありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当するものはありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当するものはありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当するものはありません。

(3) 直前 3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第5期 令和3年8月期	第6期 令和4年8月期	第7期 令和5年8月期	第8期 令和6年8月期 (当事業年度)
売上高(千円)	865,363	1,057,405	1,258,078	1,213,177
経常利益(千円)	77,760	19,070	48,383	57,876
当期純利益(千円)	47,767	17,285	34,232	40,020
1株当たり当期純利益(千円)	27.29	9.87	19.56	22.86
総資産(千円)	281,342	335,266	382,349	403,710
純資産(千円)	147,188	164,474	198,706	238,727

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- ① 社員のキャリア育成と会社成長との整合
- ② 市場環境（ニーズ）の変化への迅速な対応
- ③ 生産性の向上（稼働率及び品質の向上）

(5) 主要な事業内容

当社はシステム性能改善を主要な事業としております。

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

- ① 主要な拠点
本社 東京都

② 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141名	9名減	35歳	3年0ヶ月

(注) 1. 使用人数には、パート・アルバイトは含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社SHIFT	20,000千円	100.0%	ソフトウェアの品質保証、 テスト事業

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社マデール	5,000千円	100.0%	Webアプリケーション開発、 ITサービス提供

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

2024年08月31日 現在

Airitech株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	372,948,983	【流動負債】	164,982,905
現 金 及 び 預 金	118,389,754	買 掛 金	15,929,880
売 掛 金	226,821,674	未 払 金	97,763,130
商 品	2,845,440	未 払 費 用	9,439,261
仕 備 品	5,564,230	未 払 法 人 税 等	10,839,200
貯 藏 品	2,190	未 払 消 費 税 等	8,984,600
立 替 金	1,008,564	預 り 金	14,248,222
前 払 費 用	12,082,934	契 約 負 債	7,778,612
未 収 入 金	6,070,477	負 債 の 部 合 計	164,982,905
仮 払 金	163,720	純 資 産 の 部	
【固定資産】	30,761,203	【株主資本】	238,727,281
有 形 固 定 資 産	4,074,916	資 本 金	15,900,000
附 属 設 備	550,000	資 本 剰 余 金	6,400,000
工 具 器 具 備 品	2,282,123	資 本 準 備 金	6,400,000
一 括 償 却 資 産	8,864,396	利 益 剰 余 金	216,427,281
減 價 償 却 累 計 額	△7,621,603	そ の 他 利 益 剰 余 金	216,427,281
投 資 そ の 他 の 資 産	26,686,287	繰 越 利 益 剰 余 金	216,427,281
投 資 有 価 証 券	22,860,000		
敷 金	300,000		
繰 延 税 金 資 産	3,526,287	純 資 産 の 部 合 計	238,727,281
資 産 の 部 合 計	403,710,186	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	403,710,186

損 益 計 算 書

2023年09月01日 ~ 2024年08月31日

Airitech株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
【売上高】	
売 上 高	1,213,177,229
売 上 高 計	1,213,177,229
【売上原価】	
期 首 商 品 棚 卸	2,471,040
当 期 商 品 仕 入	5,258,073
期 末 商 品 棚 卸	2,845,440
商 品 売 上 原 価	4,883,673
当 期 製 品 製 造 原 価	986,474,326
製 品 売 上 原 価	986,474,326
売 上 原 価 計	991,357,999
売 上 総 利 益	221,819,230
【販売管理費】	
販 売 管 理 費 計	168,124,993
營 業 利 益	53,694,237
【営業外収益】	
受 取 利 息	11,501
雜 収 入	4,204,601
營 業 外 収 益 計	4,216,102
【営業外費用】	
雜 損 失	33,479
營 業 外 費 用 計	33,479
經 常 利 益	57,876,860
税 引 前 当 期 純 利 益	57,876,860
【法人税等】	
法 人 税 等	19,071,758
法 人 税 等 計	19,071,758
【法人税等調整額】	
法 人 税 等 調 整 額	△1,215,643
法 人 税 等 調 整 額 計	△1,215,643
當 期 純 利 益	40,020,745

株主資本等変動計算書

2023年09月01日～2024年06月31日

Airitech株式会社

(単位：円)

	株主資本		利益剰余金		自己株式		新株予約権		総資本合計
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金 資本準備金	その他の 資本剰余金	利益剰余金 利益準備金	その他の利益剰余金 利益準備金	自己株式 申込証拠金	計	
当期首残高	15,900,000		6,400,000			176,406,536		196,706,536	196,706,536
新株の発行									
特別償却準備金の立て									
特別償却準備金の消し									
剰余金の配当									
剰余金に係る特別準備金の挿入									
当期純利益							40,020,745	40,020,745	40,020,745
自己株式の取得									
株主資本以外(純額)									
当期末残高	15,900,000		6,400,000			216,427,281		236,727,281	236,727,281

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法（ただし附属設備については定額法を採用しております）

無形固定資産 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

システム開発・保守サービス事業に係る収益は、支配が顧客に移転した時に認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しております。保守サービスの提供に係る収益は、主にソフトウェア等の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

サービス提供事業においては、顧客との役務提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供が完了する時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、提供完了時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 ・・・ 税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,750株	—	—	1,750株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の 株 式 数
普通株式	0株	—	—	0株

3. その他の注記

該当事項はありません。

附属明細書（計算書類関係）

(令和5年9月1日から令和6年8月31日まで)

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	附属設備	-	550	-	33	516	33	550
	工具器具備品	579	1,499	-	639	1,439	842	2,282
	一括償却資産	3,528	1,545	-	2,954	2,118	6,745	8,864
	計	4,108	3,594	-	3,628	4,074	7,621	11,696
無形固定資産								

注) 無形固定資産はありません。

2. 引当金明細書

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	-	-	-	-

注) 貸倒引当金を計上すべき対象債権はなく、当社は賞与支給制度がありません。

3. 販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	9,600	
給料手当	76,844	
法定福利費	14,912	
福利厚生費	1,754	
採用費	13,080	
事務委託費	7,683	
広告宣伝費	5,608	
交際費	324	
会議費	548	
諸会費	730	
旅費交通費	1,870	
研修費	1,550	
通信費	3,417	
支払手数料	2,386	
システム利用料	10,790	
地代家賃	2,946	
リース料	65	
支払報酬料	5,975	
租税公課	2,769	
減価償却費	2,650	
その他	2,623	
計	168,124	

2024年10月24日

Airitech 株式会社
代表取締役 山崎 政憲 殿

監査役 田中 耕介

監査報告書の提出について

私、監査役 田中 耕介は、会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以上

監査報告書

私、監査役 田中 耕介は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年10月24日

Airitech 株式会社

監査役 田中 耕介

